

2025 年 9 月 5 日

各位

会 社 名 Chordia Therapeutics 株式会社
代 表 者 名 代表取締役 三宅 洋
(コード番号：190A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 経営管理部長 佐藤 義彦
TEL : 03-6661-9543
MAIL : ir@chorditherapeutics.com

**第 9 回新株予約権（行使価額修正条項付）並びに第 10 回及び第 11 回新株予約権
の第三者割当てによる発行に関するお知らせ**

当社は、2025年 9 月 5 日開催の当社取締役会において、第三者割当てによる第 9 回乃至第11回新株予約権（以下、それぞれを「第 9 回新株予約権」、「第10回新株予約権」及び「第11回新株予約権」といい、これらを個別に又は総称して、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2025 年 9 月 22 日
(2) 発行新株予約権数	172,000 個 第 9 回新株予約権：103,200 個 第 10 回新株予約権：34,400 個 第 11 回新株予約権：34,400 個
(3) 発行価額	総額 10,388,800 円 第 9 回新株予約権：総額 7,430,400 円（1 個当たり 72 円） 第 10 回新株予約権：総額 1,548,000 円（1 個当たり 45 円） 第 11 回新株予約権：総額 1,410,400 円（1 個当たり 41 円）

(4) 当該発行による 潜在株式数	17,200,000 株（本新株予約権 1 個につき 100 株） 第 9 回新株予約権：10,320,000 株 第 10 回新株予約権：3,440,000 株 第 11 回新株予約権：3,440,000 株 本新株予約権のうち、第 9 回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。また、第 9 回新株予約権に係る下限行使価額は 105 円ですが、下限行使価額においても、第 9 回新株予約権に係る潜在株式数は 10,320,000 株です。 第 10 回及び第 11 回新株予約権については、行使価額修正条項は付されていません。
(5) 調達資金の額	3,126,788,800 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 9 回新株予約権：175 円 第 10 回新株予約権：175 円 第 11 回新株予約権：210 円 本新株予約権のうち、第 9 回新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社 S B I 証券（以下「割当予定先」といいます。）
(9) 権利行使期間	第 9 回及び第 10 回新株予約権：2025 年 9 月 24 日～2027 年 9 月 24 日 第 11 回新株予約権：2025 年 9 月 24 日～2028 年 9 月 25 日
(10) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件として、本新株予約権に関する第三者割当契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定です。詳細は、下記「2. 募集の目的及び理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由 ①資金調達方法の概要（本スキームの商品性）」に記載しております。

	・ 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回 ・ 本新株予約権の行使停止及び行使停止の撤回 ・ 割当予定先による本新株予約権の取得に係る請求 また、本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められる予定です。
--	--

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

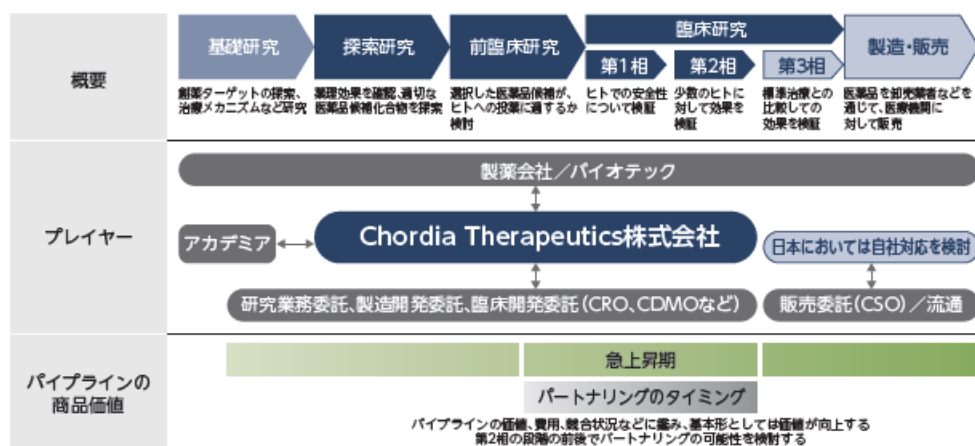
<概要>

- 当社は CLK 阻害薬 rogocekib（以下「rogocekib」といいます。）の開発を自社で進めています。日本国内での第 1 相臨床試験を終え、現在は、世界最大の医薬品市場を持つ米国にて再発又は難治性の急性骨髄性白血病（以下「AML」といいます。）と骨髄異形成症候群（以下「MDS」といいます。）を対象とした第 1 / 2 相臨床試験を実施中です。
- 2021 年に米国 FDA から発出された Project Optimus（抗がん薬の開発における用量設定の最適化を目的としたガイダンス。以下「Optimus」といいます。）に対しては、他社の対応状況も鑑みながら当社内で検討を続けていましたが、この度、臨床試験プロトコルの修正を行い、試験全体での症例組入れ数は当初予定の 170 例から 225 例へと 55 例増える計画となりました。このプロトコル変更は、将来的な米国での薬事承認獲得に向けての対応であり、rogocekib の価値最大化のためには必要と考える判断でございます。
- さらに、世界最大の医薬品市場を有する米国での薬事承認を目指して Optimus に対応することで得られる経験やノウハウは、当社の臨床開発能力を強化することにもつながり、中長期的に当社の企業価値の最大化にも貢献するものと考えております。
- rogocekib の開発には、2024 年 6 月の株式上場時の調達資金を活用してきましたが、試験規模の拡大に伴い、新たな資金調達を実施することにいたしました。
- rogocekib の開発の進捗に関しましては、2026 年中の国際学会において発表する予定でございます。また、第 2 相試験の開始予定は 2027 年に、承認申請予定時期は 2028 年に変更となります。

当社は、「日本発」「世界初」のこれまでにない新しい抗がん薬を、一日でも早く患者様のもとに届けることで、『Tomorrow is Another Day～明日に希望を感じる社会の実現』を目指し、2030 年には日本発の研究開発型の製薬会社に成長していくことをビジョンとして掲げ、アンメットメディカルニーズの高いがん領域に特化して事業を進めております。特に、これまでにない新しい作用機序を有する低分子の画期的医薬品（ファーストインクラス）の研究開発に注力しておりますが、ファーストインクラスの医薬品は、既存治療薬と異なる有用性を示すことが期待され、これまでの治療法を大きく変えることができる医薬品

に成長する可能性があります。特に既存治療薬では十分な効果が認められず、現在のがんの進行に不安を感じている多くの患者に対して、がんの進行をコントロールできるという希望を届けることを目標に事業の推進を行っております。

創薬事業においては様々な専門性の高い作業や過程があり、また長い開発期間と多額の研究開発費用が必要です。当社は、効率的な創薬事業を実現するために、大学や公的機関、事業補完性のある企業、製薬会社等と積極的に共同研究やライセンス提携等の協業を行い、より短い期間で効率的に新しい抗がん薬の創出に取り組んでいます。当社は、日本国内での商業化は自社を中心に実施し、日本国外の販売権は事業提携先にライセンス許諾する想定です。事業提携のタイミングは、第2相臨床試験が成功してパイプラインの価値が十分に高くなってからが望ましいと当社は考えております。そのため、第2相臨床試験までを自社で実施することを基本戦略としています。当社の基本戦略につきましては、以下の表もご参照ください。



当社は、現在、米国で第1／2相臨床試験を実施している CLK 阻害薬 rogocekib を始めとした合計5つのパイプラインの研究開発を実施しています。そのうち、rogocekib 及び MALT 1 阻害薬 CTX-177 については、既に臨床試験を実施しております。

rogocekib については、全世界での独占的な研究、開発、製造及び商業化をする権利を当社が保有し当社主導で臨床試験を実施しておりますことから、試験を継続し rogocekib の価値を高めていく活動のために必要となる資金を自社で調達することが必要となります。

MALT 1 阻害薬 CTX-177 については、2020 年に小野薬品工業株式会社（以下「小野薬品工業」といいます。）とライセンス契約を締結し、小野薬品工業によって米国及び日本において第1相臨床試験が実施されていましたが、2025 年 4 月 28 日に、戦略上の理由で臨床試験を中止する旨の通知を小野薬品工業より受領し、全世界での全権利が当社に戻されることになりました（同日公表「CTX-177 (ONO-7018) の開発中止のお知らせ」参照）。現在、小野薬品工業と進行中の試験の取り扱い、これまでに得られたデータの移管、知的財産の取り扱い等、ライセンス契約の終了に関する協議を進めております。権利返還後は新たなパートナーとのライセンス契約の締結を選択肢の一つとして考えており、パートナー探しを鋭意進める予定でございます。

残り3つのパイプラインは前臨床研究段階にあります。CDK12 阻害薬 CTX-439（以下「CTX-439」と

います。)、GCN2 阻害薬 (以下「GCN2」といいます。)) と 5 番目のパイプライン (標的名非公開) は、AMED 等からの助成金を活用した自社研究を進めており、CTX-439 や GCN2 の研究成果は、2025 年 4 月 25 日から 30 日まで米国シカゴで開催された米国癌学会年次総会で発表いたしました (2025 年 4 月 25 日公表「2025 年開催の米国癌学会において当社パイプラインの新たなデータを報告」及び同日公表「(訂正)「2025 年開催の米国癌学会において当社パイプラインの新たなデータを報告」の一部訂正について」参照)。当社は、最も開発が進んでいる rogocekib により一層注力して、開発をさらに迅速に進め薬事承認を獲得することが企業価値の向上に資すると考えており、rogocekib に社内リソースを集中させている状況ですので、CTX-439 と GCN2 に関しては早期のパートナーリングも含めた幅広い可能性の検討も前向きに行っております。また、パイプラインの価値を大きくするために、がん以外の疾患領域での可能性も共同研究等を通じて探っています。2025 年 7 月には株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所と (2025 年 7 月 8 日公表「株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所との共同研究開始のお知らせ」参照)、2025 年 8 月には千寿製薬株式会社と (2025 年 8 月 1 日公表「千寿製薬株式会社との共同研究開始のお知らせ」参照)、それぞれ当社化合物の眼科疾患治療薬としての可能性を探る共同研究を開始しています。当社のパイプラインに関する概要については、以下の表もご参照ください。

標的	開発コード	一般名称	主な適用がん種	開発ステージ	現時点での 想定オプション
① CLK 阻害薬	CTX-712	rogocekib	急性骨髄性白血病 (AML)、 骨髄異形成症候群 (MDS)、 卵巣がん、その他固形がん	日本第 1 相試験終了、 米国第 1/2 相試験中	自社開発・販売 (日本国内)
② MALT1 阻害薬	CTX-177		リンパ系腫瘍	米国第 1 相試験中	ライセンス導出
③ CDK12 阻害薬	CTX-439		固形がん	前臨床試験終了済み	ライセンス導出
④ GCN2 阻害薬	開発コード なし		固形がん、血液がん	前臨床試験	ライセンス導出
⑤ 非公開	開発コード なし		固形がん、血液がん	前臨床試験	未定
rogocekib を自社開発・販売出来た際には、ライセンス導入も含めてパイプライン拡大を検討する					

当社はそのビジョンにも掲げていますように、当社自らががん治療薬として rogocekib を販売するステージまで持って行くことにより、高い利益率となる自社製品を持つ製薬会社へと成長し、その利益で次の研究開発を進め、継続的に新薬を生み出すことで、さらに大きく成長していくことを目指しています。

rogocekib については、2018 年に開始した単剤での日本国内第 1 相臨床試験では、進行・再発又は難治性となった 46 例の固形がん及び 14 例の血液がん、合計で 60 例の患者に投与を行いました。rogocekib に関連する有害事象として、吐き気、嘔吐、下痢等が認められましたが、治験医師が参加する安全性評価委員会において、本剤の安全性に関する評価結果は許容範囲内であると考えられました。rogocekib の有効性に関しては、固形がんにおいて 4 例の PR (partial response : 部分奏効) を認め、それらは全て卵巣がんでした。46 例の固形がんのうち卵巣がん患者は 14 例であったため、卵巣がんでの奏効率としては 14 例中 4 例、28.6% でした。また、AML と MDS の計 14 例においては、4 例の CR (complete remission : 完全寛解) を含む 6 例の奏功を認め、奏効率は 42.9% でした。この試験結果は、卵巣がん及び血液がんにおいて rogocekib が有効である可能性を示しています。

当社は、rogocekib の日本における第 1 相臨床試験の成績は良好であり、特に AML で薬事承認を獲得

できる可能性があると考え、開発の継続を決定しました。さらには、世界最大の医薬品市場を持つ米国に進出することは、コストはかかるものの rogocekib の製品価値の最大化と会社のさらなる成長につながると考え、2023 年 2 月に rogocekib 単剤投与での米国での AML 及び MDS での第 1 / 2 相臨床試験を開始し、現在も精力的に取り組んでおります。

当社は、2024 年 6 月に実施した IPO によって約 15 億円の資金を調達し、再発又は難治性の AML 及び MDS を対象とした第 1 / 2 相臨床試験の第 2 相パートでのトップラインデータ（最初の有効性データであり、当社としては完全寛解率となることを現時点では想定しており、当該データをもって承認申請を行うことを想定しています。）が確認できる段階までの臨床試験費用に充当する計画でした。当初計画では、週 1 回の投与スケジュールで、20mg から 140mg までの用量漸増試験を実施した後に、日本で実施した臨床試験の結果も踏まえて、2 つ以上の用量と用法を選択し、拡大コホートでより多くの症例数を積み上げ、第 2 相試験の用量と用法を決定し、100 例規模の第 2 相試験を実施し、試験全体としては 170 例の組入れで、早ければ 2026 年末には承認申請を提出する計画でした。一方、2021 年に米国 FDA により提唱された Optimus に対応するための臨床試験プロトコルの修正については、他社の対応状況も鑑みながら当社内で検討を進めてまいりました。Optimus は、既承認の抗がん薬において、毒性や忍容性の問題で承認された用量では使用継続が困難な事例が見受けられることを背景にして提唱された、抗がん薬の開発における用量設定の最適化を目的としたガイダンスです。開発初期段階から複数の用法・用量を評価することが推奨されていますが、ガイダンスであるため具体的な対応法が明確に指示されているわけではありません。当社としても、当初は他社の対応状況を見守っていました。Optimus に対応することで、第 1 相臨床試験の規模が大きくなり、当社をはじめとする開発企業の負担は増加しますが、より適切な用法・用量を見出すことは、患者はより有効性と安全性が両立した効率的な治療を受けることができるというメリットがあります。また、開発企業にとっても第 2 相試験の成功確率の上昇、さらには薬事承認後に販売を開始した際には積極的に使用されることが期待されるので、製品価値の最大化に寄与すると考えられます。さらには、世界最大の医薬品市場を有する米国での薬事承認を目指して Optimus に対応することで得られる経験やノウハウは、当社の臨床開発能力を強化することにもつながり、中長期的に当社の企業価値の最大化にも貢献するものと考えております。そのような背景から、将来的に米国での薬事承認を得るために必要な対応として、週 1 回の投与スケジュールに加えて、週 2 回の投与スケジュールで、60、80、100mg の 3 用量の検討を追加することを決定し、そのプロトコル変更は FDA にも承認され、2024 年 12 月より週 2 回投与スケジュールの検討を開始しました。当社は、国内の上場バイオ企業としては、当社の知る限りにおいて、少なくとも先頭集団の一員として Optimus に早期に対応したと認識しております。現在は週 2 回の投与スケジュールの検討が終盤に差し掛かっているところであります。さらには承認申請に必要な薬物相互作用の検討も同じプロトコル内で行う修正も加えた結果、試験全体での症例組入れ数は 170 例から 225 例へと、55 例増える計画となりました。また、その結果として、第 2 相試験の開始は 2027 年に、承認申請時期は 2028 年に、それぞれ遅れることとなります。このプロトコル変更は、世界最大の医薬品市場である米国での薬事承認獲得に向けての対応であり、rogocekib の価値最大化のためには必要と考える判断でございます。rogocekib の開発の進捗に関しましては、2026 年中の国際学会において発表

する予定であり、その概要につきましては、以下の表もご参照ください。

開発マイルストーン	変更前	変更後
米国における第 1 相臨床試験中間成績発表	2025 年下半期	2026 年中期
第 2 相臨床試験開始	2025 年下半期	2027 年中期
販売承認申請	2026~2028 年	2028 年後期

臨床試験プロトコルの概要に関しては、準備が整い次第世界最大級の臨床試験情報データベースである ClinicalTrials.gov のウェブサイト：<https://clinicaltrials.gov/> (NCT05732103)上でも公開する予定です。

なお、IPO 時に調達した資金約 1,500 百万円のうち、2025 年 5 月末までに 384 百万円を rogocekib の開発費用に充当しております。未充当の 1,078 百万円のうち、387 百万円は rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験の用量漸増コホートの実施に充当し、支出予定時期は 2025 年 12 月までを予定しています。その後の残額は拡大コホートに充当し、支出予定時期は 2026 年 8 月期の第 1 四半期から第 2 四半期を予定しています。

当社は 2025 年 5 月 31 日現在で、2,821 百万円の現預金を有しておりますが、rogocekib 臨床試験の追加症例分の開発資金の手当てが必要な状況です。

医薬品開発では当初から先行投資として多額の資金が必要になるものの、安定的な収益の計上に至るまでには相当な期間を要するため、当初は期間損益がマイナスになるのが一般的な傾向です。当社の 2024 年 8 月期の経営成績としては、事業収益は計上されず、営業損失 1,801 百万円、経常損失 1,824 百万円、当期純損失 1,827 百万円、営業キャッシュ・フローはマイナス 1,937 百万円となっております。また、直近の業績として 2025 年 8 月期第 3 四半期の経営成績は、事業収益は計上されず、営業損失 1,420 百万円、経常損失 1,397 百万円、四半期純損失 1,399 百万円となっております。2025 年 8 月期通期の業績予想につきましては、事業収益の計上は見込んでおらず、営業損失 2,434 百万円、経常損失 2,378 百万円、当期純損失 2,380 百万円を見込んでおります。

このような状況下、中長期的な当社の企業価値向上を図るための検討を重ねた結果、Optimus に対応することで主要パイプラインである rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験の試験規模が拡大するものの、その開発を速やかに進行させることの重要性は高いと判断し、本新株予約権による資金調達を行うことを決定いたしました。

今回の調達する資金は、拡大コホートと薬物相互作用試験の実施に充当する予定です。そのうち、拡大コホートへは、IPO 時の調達資金の残額を優先的に充当し、その後に今回の調達資金を充当いたします。

今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期の詳細につきましては、下記「3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

これらの費用は、当社が rogocekib の開発を進めて製薬会社へと成長し、利益を上げていくことを考えるうえでも必要不可欠なものになります。さらには、当社が今後期待する国外権利の使用を許諾するライセンス契約時の経済条件の向上にも資するものと期待しております。当社は、rogocekib の薬事承認取得及び販売を自社で実現することで、製薬会社として一層の企業価値向上を目指してまいります。

用語集

用語	解説
アンメットメディカルニーズ	未だ有効な治療法がない疾患に対する医療ニーズ
拡大コホート	第1相臨床試験のなかで、次相の推奨用量の設定のため、安全性と一部有効性を確認するために症例を集めた患者集団のこと
血液がん	血液細胞が分化の過程でがん化して増殖する疾患の総称
固形がん	血液がん以外の、臓器や組織等で塊をつくるがんの総称
スプライシング	RNA を成熟させる過程
前臨床研究	臨床試験を実施する前に検討する研究。ヒトにおける医薬品候補化合物の安全性、薬物濃度、有効濃度等を推定する研究の総称
探索研究	医薬品の研究開発の初期段階であり、病態の進展に寄与している生体分子（薬物標的）を探索する研究
転写	遺伝情報を DNA からメッセンジャーRNA にコピーする過程
パイプライン	研究開発段階にある医薬候補品
非臨床試験	臨床試験以外の試験であり、臨床試験を行う前に実施する安全性試験、薬物動態試験、薬効薬理試験等が含まれる
薬物相互作用	複数の薬物を併用した場合に、薬効が減弱あるいは増強されたり、有害作用が起こること
薬物動態	薬物投与後の体内薬物濃度の推移、PK（Pharmacokinetics）のこと
用量漸増コホート	第1相臨床試験のなかで、毒性が認容できる範囲内で最大の投与量である最大耐量 MTD や、臨床試験において増量できない理由となる用量制限毒性 DLT を確認するために症例を集めた患者集団のこと
臨床試験	新しい医薬品等の効果や安全性について確認するために行われる患者を対象とした試験
AMED	Japan Agency for Medical Research and Development 国立研究開発法人日本医療研究開発機構の略で、日本の医療分野における研究開発を総合的に推進するための機関
AML	Acute Myeloid Leukemia（急性骨髄性白血病）の略で、骨髄中で白血球の元になる血液細胞ががん化した疾患で、血液がんのひとつ
CDK12	Cyclin Dependent Kinase 12 の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素で転写の伸長反応において重要な役割を果たしている

CLK	CDC2-Like Kinase の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素でスプライシングにおいて重要な役割を果たしている
CR	Complete Remission（完全寛解）の略で、血液がんの評価において使用され、患者の骨髄に存在するがん細胞の割合が5%未満であり、末梢血中の好中球と血小板等の数値が完全に回復している状態 固形がんの評価における CR は、Complete Response（完全奏効）の略で用いられ、腫瘍が完全に消失した状態
DNA	Deoxyribonucleic acid（デオキシリボ核酸）の略で、DNA には全ての遺伝情報が蓄えられている
FDA	Food and Drug Administration（米国食品医薬品局）の略で、医薬品等を審査、取り締まるアメリカ合衆国の政府機関
GCN2	General Control Nonderepressible 2 の略で、対象となるタンパク質にリン酸基を転移させる反応を触媒する酵素で細胞内のアミノ酸の量において重要な役割を果たしている
MALT1	Mucosa-Associated Lymphoid Tissue lymphoma translocation protein 1 の略で、タンパク質を切断する酵素のひとつ
MDS	Myelodysplastic syndromes（骨髄異形成症候群）の略で、骨髄中で血液細胞のもとになる造血幹細胞に異常がおき、正常な血液細胞がつかなくなる疾患で、血液がんのひとつ
MTD	Maximum Tolerated Dose（最大耐量）の略で、毒性が認容できる範囲内で最大の投与量
PR	Partial Remission（部分寛解）の略で、血液がんの評価において使用され、骨髄に存在するがん細胞の割合が5 – 25%（AML の場合）あるいは5%以上（MDS の場合）であるが、治療前に比べ50%減少した状態 固形がんの評価における PR は、Partial Response（部分奏効）の略で用いられ、標的病変の径の和が30%以上減少した状態
RNA	Ribonucleic acid（リボ核酸）の略で、遺伝子である DNA からタンパク質を生成するために必要な物質。ゲノム DNA から転写されたメッセンジャーRNA（mRNA）、タンパク質合成時に利用されるトランスファーRNA（tRNA）等がある

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討していましたところ、割当予定先である株式会社 S B I 証券を含む複数の証券会社等から資本金調

達手段について提案を受け、割当予定先より提案を受けた本スキームについて下記「(本スキームの商品性)」、「(メリット)」、「(留意点)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第9回新株予約権、第10回新株予約権及び第11回新株予約権という3種類の新株予約権を同時に発行すること、すなわち比較的手元で必要な資金を調達するための第9回新株予約権だけでなく、中長期的な企業成長に向けた成長投資に充当する資金を調達するための第10回及び第11回新株予約権をも同時に発行することにより、目下の資金需要を満たし、また将来の企業価値向上に伴う株価上昇を目指しつつ資金調達を行うとの成長戦略を実現できる本スキームが、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

<本スキームの商品性>

① 本スキームの特徴

(i)行使価額修正型新株予約権（第9回新株予約権）

第9回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。具体的には、第9回新株予約権の行使価額は、第9回新株予約権の行使請求がなされる都度、当該行使請求に係る効力発生日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（105円）を下回ることはありません。

(ii)行使価額固定型新株予約権（第10回及び第11回新株予約権）

第10回及び第11回新株予約権には、第9回新株予約権とは異なり、行使価額修正条項は付されておらず、また、行使価額はいずれも発行決議日前取引日の終値以上に設定されております。具体的には、第10回新株予約権の行使価額は175円（発行決議日前取引日の終値）に、第11回新株予約権の行使価額は210円（発行決議日前取引日の終値の120%に相当する金額）に、それぞれ設定されております。したがって、これらの本新株予約権については、当社株価が発行決議日前取引日の終値以上の水準で推移している場合に、初めて行使が期待できます。

(iii)第9回乃至第11回新株予約権を同時に発行する理由

本スキームにおいては、第9回乃至第11回新株予約権を割当予定先に対して同時に発行することとしております。上記のとおり、第9回新株予約権には行使価額修正条項が付されており、行使価額が新株予約権の行使時点の株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、行使期間中の株価動向に応じた第9回新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることができます。他方、第10回及び第11回新株予約権には行使価額修正条項は付されておらず、かつ、その行使価額はいずれも、発行決議日前取引日の終値以上に設定されていることから、当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇時における当社の中長期的な資金調達を可能とするものとなっています。

以上のとおり、第9回乃至第11回新株予約権を同時に発行することにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

また、当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む本新株予約権割当契約を締結いたします。すなわち、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従って、本新株予約権を行使できます。

② 本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の事業戦略との関係で資金調達を優先する必要があると判断した場合等、その裁量により、各本新株予約権につき、行使の要請（以下「行使要請」といいます。）をすることができます（但し、当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある未公表の事実又は事態等が存在する場合には行使要請を行うことはできません。）。行使要請の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って1取引日前までに書面により行使要請期間の通知を行います。1回の行使要請において、原則、対象の本新株予約権は100個以上、行使要請期間は20取引日以上となります。割当予定先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、行使要請に係る本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負います。

また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社の裁量により決定することができ、行使要請の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って2取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使要請期間の通知又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 本新株予約権に係る行使停止及び行使停止の撤回

当社は、本新株予約権割当契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部につき、行使することができない期間を随時、何度でも指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行います。割当予定先は、かかる停止指定を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使停止期間中に停止指定に係る本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止指定を将来に向かって撤回することができます。停止指定の撤回は、当社の裁量により決定することができ、停止指定の撤回に際して、当社は割当予定先に対し、失効日から遡って5取引日前までに書面により停止指定の撤回に係る通知を行います。

当社は、上記の行使停止期間の通知又は停止指定の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 本新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。）（当日を含みます。）前までに、当社に通知を行うことにより、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて各本新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15

取引日目の日が行使期間の最終日以降の日である場合には、行使期間の最終日とします。)において、その時点で残存する各本新株予約権の全部を、それぞれの払込金額にて売買により取得するものとします。

また、割当予定先は、本新株予約権割当契約に従い、第9回及び第10回新株予約権については、2027年8月25日以降2027年9月24日までの期間、並びに第11回新株予約権については、2028年8月26日以降2028年9月25日までの期間、事前に当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該時点で当該割当先が保有する本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として5取引日以内に当該本新株予約権を取得するものとします。

⑤ 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する各本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。また、当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」といいます。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する各本新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とします。）に、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する各本新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、各本新株予約権の行使期間の末日に、各本新株予約権について、それぞれの払込金額にて本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する各本新株予約権の全部を取得するものとします。

⑥ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権割当契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権に係る行使要請及びその撤回、第9回新株予約権に係る停止指定及びその撤回、並びに割当予定先による本新株予約権の取得の請求等に関する権利関係は、譲受人に引き継がれます。

<メリット>

- ① 第9回新株予約権の行使価額は、修正日の直前取引日の終値の95%に相当する金額に修正されるため、株価変動に応じて機動的な資金調達が可能となります。なお、第9回新株予約権の下限行使価額は105円に設定されており、行使価額の下方向修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。
- ② また、第10回及び第11回新株予約権の行使価額は固定されており、また行使価額はいずれも発行決議日前取引日の終値以上に設定されていることに加え、第10回新株予約権の行使価額は175

円、第11回新株予約権の行使価額は210円と異なっており、当社事業の成長・拡大に伴う株価の上昇に伴った段階的な資金調達が期待できます。

- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は17,200,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ④ 本新株予約権の行使価額はそれぞれ異なる設計となっており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。また、当社が停止指定を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。
- ⑤ 将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又は代替的な資金調達手法が確保できた場合等には、当社の選択により、いつでも残存する本新株予約権を発行価額と同額で取得することが可能であり、資本政策の柔軟性が確保されております。また、当社の事業戦略に向けて資金調達を優先する必要があると当社が判断した場合等においては、割当予定先に対して行使要請を行うことで、割当予定先は、行使を要請された本新株予約権の個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負うことになるため、本新株予約権の行使による資金調達の促進を図ることが可能になります。
- ⑥ 本新株予約権による調達金額は資本となるため、財務健全性指標が上昇します。

<留意点>

- ① 本スキームは、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。
 - (ア)第10回及び第11回新株予約権については、行使価額が固定されており、また行使価額はいずれも発行決議日前取引日の終値以上に設定されているため、株価が当該終値以上の水準で推移しない限り、その行使は期待できません。また、第9回新株予約権についても、行使価額は修正されるものの、下限行使価額が設定されているため、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、同様にその行使が期待できないことになります。したがって、いずれの本新株予約権についても、株価水準によっては、早期に行使が進まない又は事実上資金調達ができない可能性があります。
 - (イ)株価が行使価額又は下限行使価額を上回って推移している場合でも、市場出来高の水準に応じて、全ての本新株予約権の行使が完了するまでは一定の期間が必要となります。
 - (ウ)一時に資金調達することはできず、また、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。
 - (エ)当社が停止指定を行う場合、当社は割当予定先に対し、行使停止期間の初日から遡って5取引日前までに書面により行使停止期間の通知を行う必要があるため、通知から少なくとも5取引日の間は、割当予定先により本新株予約権の行使が行われる可能性があります。
 - (オ)本新株予約権割当契約において、当社は、同契約締結日からその180日後の日までの期間において、本新株予約権が残存している場合は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはならないこととされているため、資金調達方法について制約を受けることとなり

ます。但し、①当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②同契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに④株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合等の一定の場合を除きます。

- ② 割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については当社の株価動向を勘案しつつ売却する予定であるため、割当予定先による当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

<他の資金調達方法との比較>

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株発行は即時の資金調達の有効な方法となりえますが、公募増資と同様、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。
- ④ 第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、様々な商品設計が考えられますが、調達金額が負債となるうえ、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。
- ⑤ いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、株主による権利行使に関し不確実性が高いため、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。
- ⑥ 社債及び借入による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株予約権に係る調達資金	3,140,788,800円
本新株予約権の払込金額の総額	10,388,800円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	3,130,400,000円
② 発行諸費用の概算額	14,000,000円
③ 差引手取概算額	3,126,788,800円

- (注) 1. 本新株予約権に係る調達資金は、本新株予約権の払込金額の総額（10,388,800 円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（3,130,400,000 円）を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が変動する結果、本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合にも、同様に本新株予約権に係る調達資金及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は合計約 3,126 百万円となる予定であり、以下の使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① rogocekibの第1／2相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用	2,400	2026年8月期第2四半期～ 2027年8月期第3四半期
② rogocekibの第1／2相臨床試験のうち、薬物相互作用の検討に係る費用	726	2026年8月期第4四半期～ 2027年8月期第4四半期
合計	3,126	—

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 実際の資金調達額は本新株予約権の行使状況の影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。実際の資金調達額が予定に満たない場合には、自己資金及び他の資金調達による上記資金使途への充当、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行う予定です。なお、他の資金調達の実施、資金使途の変更又は事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。
3. 支出予定時期は 2026 年 8 月期第 2 四半期からであり、本新株予約権の割当日と若干の乖離がありますが、本新株予約権は、株価推移の状況次第で資金調達のスピードが変化するスキーム

であることから、早期の割当てを行うことといたしました。

4. 第 11 回新株予約権の行使期間は 2028 年 9 月までであり、上記支出予定時期までに実際の資金調達額が予定に満たない可能性があります。その場合には、自己資金を上記資金使途へ充当し、その後、残存する第 11 回新株予約権の行使により調達した資金を自己資金に充当する予定であります。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、拡大コホート実施に係る費用

当社は米国において、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験を、再発難治性の AML 及び MDS の患者を対象として進めております。週 1 回の投与スケジュールの用量漸増は終了しており、現在、週 2 回の投与スケジュールの検討が終盤に差し掛かっているところであります。2026 年には拡大コホートを開始し、用量漸増コホートの成績や非臨床試験の成績から選択する複数の用量と用法に対して、追加の症例組入れを行い、第 2 相試験で用いる用法と用量を決定する計画です。現時点では、60 例から 70 例を拡大コホートに組み入れる計画ですが、今後の進捗次第で症例組入れ数は増減する可能性があります。拡大コホートは 2026 年 8 月期第 2 四半期に開始できる予定ですが、それにかかる費用として、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験を通して、モニタリング業務、データマネジメント業務、統計解析業務等の業務を委託している CRO（治験協力機関）に対する業務委託費用として 800 百万円、治験実施施設に対して臨床試験に参加してもらうための症例のリクルート費用（治験参加の可否を判断するための検査費等）及び登録された症例に対してのサポートに必要とされる費用（治験中の検査費、治験に付随して発生する薬剤費、治験に関わる医療従事者の人件費・作業費等）として 1,200 百万円、薬物動態等の臨床検査、治験関連業務の品質を確認する作業及び治験施設との契約書の確認等のアウトソーシングに係る費用として 300 百万円、薬事関連費用として 100 百万円程度が必要となると想定しております。

以上の費用として、今回の調達資金のうち 2,400 百万円を、2026 年 8 月期第 2 四半期～2027 年 8 月期第 3 四半期にかけて充当する予定であります。

② rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験のうち、薬物相互作用の検討に係る費用

当社は米国において、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験を、再発難治性の AML 及び MDS の患者を対象として進めております。現在は、週 1 回の投与スケジュールの用量漸増は終了しており、現在は週 2 回の投与スケジュールの検討が終盤に差し掛かっているところであります。AML の患者は、がん細胞が骨髄内で増殖する結果、正常な血液細胞の増殖が抑制され免疫機能が低下する傾向が強く、通常では感染しないような病原体にも感染しやすくなっている状態となっています。真菌感染症に対して使用される薬剤は、rogocekib の代謝を担う CYP3A 代謝酵素の活性を阻害するものがあります。そのような抗真菌薬は、rogocekib による治療中に、併用で処方される可能性があります。rogocekib の血中濃度を上昇させる可能性があります。その可能性を検討し、CYP3A 代謝酵素の活性を阻害する薬剤との併用時に適した rogocekib の投与量を決定するために、薬物相互作用の検討を第 2 相臨床試験の開始前に実施することが必要です。薬物相互作用の検討に関して、現時点では 20 例を組み入れる

計画ですが、症例組入れ数は増減する可能性があります。薬物相互作用の検討は 2026 年 8 月期第 4 四半期に開始する予定ですが、それにかかる費用として、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験を通して、モニタリング業務、データマネジメント業務、統計解析業務等の業務を委託している CRO（治験協力機関）に対する業務委託費用として 300 百万円、治験実施施設に対して臨床試験に参加してもらうための症例のリクルート費用（治験参加の可否を判断するための検査費等）及び登録された症例に対してのサポートに必要とされる費用（治験中の検査費、治験に付随して発生する薬剤費、治験に関わる医療従事者の人件費・作業費等）として 400 百万円、薬物動態等の臨床検査及びその他アウトソーシングに係る費用として 100 百万円、薬事関連費用として 50 百万円、市販されている抗真菌薬の購入費用として 150 百万円程度が必要となると想定しております。以上の費用の一部として、今回の調達資金のうち 726 百万円を、2026 年 8 月期第 4 四半期～2027 年 8 月期第 4 四半期にかけて充当する予定であります。当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の調達金額を前提とする場合、上記必要費用総額の全部を調達資金でまかなうことはできませんが、仮に実際の調達状況を前提としても調達資金が不足する場合は、手元資金から不足額を充当する予定であります。

上記具体的な使途につき、優先順位はなく、基本的には、支出時期の早い①より充当する予定ではありますが、各時点における支出の必要性に応じて充当する予定であります。また、現時点では今回の資金調達により、第 2 相臨床試験開始までの行程を全て実施できる予定です。

なお、本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、rogocekib の第 1 / 2 相臨床試験に追加充当する予定ですが、かかる臨床試験のうち、上記具体的な使途①及び②のいずれに充当するかは、各時点における支出の必要性に応じて判断してまいります。

なお、本新株予約権の権利行使は、新株予約権者の判断に依存し、また、株価水準等によっては、新株予約権者による権利行使が行われない可能性があります。

そのため、調達可能な資金額や時期は現時点で確定しておらず、想定している資金調達額及び支出予定時期に変動が生じる可能性があります。

また、今後も市場環境の変化や事業の拡大成長、新たな事業展開等に応じて、資本政策の最適化を図る観点から別途手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性もあります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。したがって、今回の資金調達は、中長期的な企業価値の向上により既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：山本頭三、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価(175円)、ボラティリティ(76.1%)、予定配当額(0円/株)、無リスク利率(0.9%)等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(第9回新株予約権:72円、第10回新株予約権:45円、第11回新株予約権:41円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額(第9回新株予約権:72円、第10回新株予約権:45円、第11回新株予約権:41円)とし、本新株予約権の行使価額は当初、第9回及び第10回新株予約権については175円(2025年9月4日の終値)、第11回新株予約権については210円(2025年9月4日の終値の120%に相当する金額)としました。また、本新株予約権のうち、第9回新株予約権については行使価額の修正が行われますが、当該修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て5%としました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会からは、本新株予約権の発行要項の内容及び上記の株式会社赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利な金額ではなく適法であると判断した旨の意見をしております。

- ・本新株予約権の発行について、監査等委員会として本資金調達の担当取締役等による説明を受け、資金調達の目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
- ・株式会社赤坂国際会計は企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
- ・発行条件等については企業価値評価に定評のある株式会社赤坂国際会計に依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
- ・上記の点から、株式会社赤坂国際会計による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・株式会社赤坂国際会計の評価報告書に記載された公正価値と比較して、本新株予約権の払込金額は割当予定先に有利でないこと。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は17,200,000株（議決権の数172,000個）であり、当社の発行済株式総数68,988,800株及び議決権数689,786個（2025年2月28日現在）を分母とする希薄化率は24.93%（議決権ベースの希薄化率は24.93%）（小数点以下第3位を切り捨て）に相当します。

しかしながら、今回の資金調達により、上記「2. 募集の目的及び理由」及び「4. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、今後収益の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。また、本新株予約権の特徴として、①行使要請条項により当社の資金需要等を踏まえて当社の判断による行使要請を通じて資金調達の促進を図ることができ、②その一方で、行使価額修正条項が付されている第9回新株予約権に関して、当社は停止指定を随時、何度でも行うことができるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能です。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権の目的である当社普通株式数17,200,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は743,020株であり、一定の流動性を有していることから、上記発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先の概要は別途時点を明記していない限り2025年9月5日現在におけるものであります。

(1) 名称	株式会社 S B I 証券		
(2) 所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高村 正人		
(4) 事業内容	金融商品取引業		
(5) 資本金	54,323百万円（2025年3月31日現在）		
(6) 設立年月日	1944年3月30日		
(7) 発行済株式数	3,632,161株（2025年3月31日現在）		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	997名（2025年3月31日現在）		
(10) 主要取引先	投資家及び発行体		
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行		
(12) 大株主及び持株比率	S B I ファイナンシャルサービシーズ株式会社 100% ※上記は S B I ホールディングス株式会社の100%子会社です。		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	割当予定先は、2025 年 2 月 28 日現在、当社の普通株式を 484,159 株保有しております。 当社は割当予定先の株式を保有しておりません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円。特記しているものを除く。)		
決算期	2023年3月期 (連結)	2024年3月期 (連結)	2025年3月期 (連結)
連結純資産	248,063	259,862	255,860
連結総資産	5,074,684	6,574,432	7,125,367
1株当たり連結純資産(円)	70,063.06	70,099.52	68,940.70
連結営業収益	175,053	203,398	238,867
連結営業利益	62,130	68,686	77,128
連結経常利益	60,951	69,553	76,625
親会社株主に帰属する当期純利益	41,467	47,381	47,865
1株当たり当期純利益(円)	11,951.70	13,340.34	13,178.15
1株当たり配当金(円)	10,550.16	15,645.12	13,765.91

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であります。また、割当予定先は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第 44 号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融

先物取引業協会)に所属し、その規則の適用を受けております。また、割当予定先の完全親会社であるSBIホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2025年6月27日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、当社の置かれている状況、事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする、第三者割当による資金調達手段を検討してまいりました。このような状況の中で、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受けており、2025年7月に割当予定先である株式会社SBI証券から受けた当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。その結果として、当社は、割当予定先より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。

当社は、割当予定先が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が同種のファイナンスにおいて複数の実績と十分な信用力を有する顧客基盤の厚い証券会社であり、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、同社が当社の上場時には主幹事を務め、従前より当社との信頼関係を築いていたことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の決議による承認が必要である旨が定められております。また、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の口頭による報告を受けております。

また、当社は、第9回新株予約権との関係で、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権割当契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有します。以下同じです。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予

約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

さらに、本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権割当契約の締結日からその180日後の日までの期間において、当社の株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、①当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を発行する場合又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、②本新株予約権割当契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、③当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合、並びに④株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合を除きます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を2025年7月に受けております。また、当社は、割当予定先が2025年6月27日付で関東財務局長宛に提出した第83期有価証券報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金(701,437百万円)及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、株券貸借契約を締結する予定はありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2025年2月28日現在）	
氏名	持株比率
武田薬品工業株式会社	15.60%
New Life Science 1号投資事業有限責任組合	10.51%
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	10.15%
日本グロースキャピタル投資法人	6.97%
MEDIPAL Innovation 投資事業有限責任組合	6.10%
三菱 UFJ ライフサイエンス 1号投資事業有限責任組合	5.62%
京大ベンチャーNVCC 2号投資事業有限責任組合	3.73%
山田 祥美	2.57%
楽天証券株式会社	1.99%
株式会社メディパルホールディングス	1.89%

(注) 1. 本新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 「持株比率」は、2025年2月28日現在の発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する比率を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

今回の資金調達による2026年8月期の当社の業績に与える影響は、軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
事業収益	—	2,500,000	—
営業利益又は営業損失（△）	△1,844,116	212,057	△1,801,396
経常利益又は経常損失（△）	△1,776,640	225,761	△1,824,707
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,779,060	223,341	△1,827,127
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△39.78	3.96	△31.11
1株当たり配当額（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	△72.35	79.28	61.44

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を2022年8月期の期首から適用しており、2022年8月期以降に係る主要な経営指標等については、当該基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 当社は、2023年6月2日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。2022年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 7 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	68,988,800 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	5,727,000 株	8.30%
下限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）に おける潜在株式数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、第 1 回新株予約権乃至第 5 回新株予約権、第 7 回新株予約権、第 8 回新株予約権及びストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2022 年 8 月期	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期
始 値	—	—	255 円
高 値	—	—	930 円
安 値	—	—	142 円
終 値	—	—	780 円

(注) 当社は 2024 年 6 月 14 日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、それ以前の期間における株価情報はありません。

② 最近 6 ヶ月間の状況

	2025 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	273 円	232 円	229 円	212 円	181 円	179 円
高 値	276 円	237 円	241 円	220 円	192 円	184 円
安 値	214 円	221 円	206 円	181 円	177 円	174 円
終 値	233 円	227 円	212 円	182 円	180 円	175 円

(注) 2025 年 9 月の状況につきましては、2025 年 9 月 4 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2025 年 9 月 4 日
始 値	177 円
高 値	178 円
安 値	174 円
終 値	175 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払 込 期 日	2024 年 6 月 13 日
調 達 資 金 の 額	1,270,916,000 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 140.76 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	56,443,800株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	9,100,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	65,543,800 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	運転資金（抗がん薬化合物 CTX-712（CLK 阻害薬であり、現時点での主要適応がん種は、急性骨髄性白血病、骨髄異形成症候群及び卵巣がん）に係る開発業務委託費用）
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	2024 年 9 月～2026 年 8 月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	384 百万円を充当済み

② 第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払 込 期 日	2024 年 7 月 18 日
調 達 資 金 の 額	192,137,400 円（差引手取概算額）
発 行 価 額	1 株につき 140.76 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	66,068,800株
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	1,365,000 株
募 集 後 に お け る 発 行 済 株 式 総 数	67,433,800 株
割 当 先	株式会社 S B I 証券
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	上記「① 公募増資（新規上場時）」に記載のとおりであります。

Important Notice /重要事項の通知

本文章において、「プレスリリース」とは、本文書、当社の口頭発表、質疑応答セッション、および本文書に関して当社によって議論または配布された書面または口頭の資料を意味します。プレスリリース（口頭による説明およびそれに関連する質疑応答を含む）は、有価証券を含む何かの購入または取得の申し出、招待、または勧誘の一部を構成、表明、または形成することを意図しておらず、また、その一部を構成するものではありません。

Disclaimer /免責事項

このプレスリリースを含む当社の発表には、医薬開発品の情報を含む場合がありますが、当社の事業に関連する最新の情報を皆様にお伝えすることを目的としたもので、これらはプロモーションや勧誘、広告、または医学的なアドバイスの提供等を目的とするものではありません。

Forward-Looking Statements /将来予測に関する記述

このプレスリリースおよびこのプレスリリースに関連して配布される資料には、当社の将来の事業、将来の位置付け、および見積もり、予測、目標、計画などの業績に係る将来の見通しに関する記述、情報、信念、意見が含まれている場合があります。将来の見通しに関する記述には、「目標」、「計画」、「信じる」、「希望」、「継続する」、「期待する」、「意図する」、「保証する」、「will」、「may」、「should」、「would」、

「could」、「expects」、「estimates」、「projects」もしくはこれらと同様の表現、またはそれらの否定の形をとっています。これらの将来の見通しに関する記述は、多くの重要な要因に関する仮定に基づいており、実際の結果は、将来の見通しに関する記述によって表明または暗示されているものとは大きく異なる可能性があります。

重要な要因は、日本と米国の一般的な経済状況を含む、当社のグローバルビジネスを取り巻く経済状況、競争圧力と発展、グローバルヘルスケア改革を含む、適用される法律および規制の変更、臨床的成功の不確実性（規制当局の決定およびそのタイミングを含む）、新製品開発に固有の課題、新規および既存の製品の商業的成功の不確実性、製造上の困難または遅延、金利および為替レートの変動、市販製品または製品候補の安全性または有効性に関するクレームまたは懸念、新しいコロナウイルスのパンデミックのような健康危機が、当社とその顧客およびサプライヤー（当社が事業を行っている国の外国政府を含む）、またはその事業の他の側面に与える影響等を含みます。当社は、法律または証券取引所の規則で義務付けられている場合を除き、このプレスリリースに含まれる将来の見通しに関する記述または当社が示すその他の将来の見通しに関するいかなる記述も更新する義務を負うものではありません。過去の実績は将来の経営結果を示すものではなく、このプレスリリースにおける当社の経営結果または記述は、当社の将来の経営結果を示すものではなく、推定、予想、保証、または予測でもありません。

以 上

Chordia Therapeutics 株式会社

第 9 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

Chordia Therapeutics 株式会社第 9 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 9 月 22 日

3. 割当日

2025 年 9 月 22 日

4. 払込期日

2025 年 9 月 22 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 10,320,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

103,200 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 72 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.72 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初175円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い修正又は調整される。

10. 行使価額の修正

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が105円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} + \text{既発行株式数} \times \text{時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約

権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

（調整前行使価額－調整後行使価額）×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と

協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年9月24日から2027年9月24日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年9月24日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、2025 年 9 月 4 日の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 藤沢支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

Chordia Therapeutics 株式会社

第 10 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

Chordia Therapeutics 株式会社第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 9 月 22 日

3. 割当日

2025 年 9 月 22 日

4. 払込期日

2025 年 9 月 22 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,440,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

34,400 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 45 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.45 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、175円とする。但し、行使価額は、第11項に従い調整される。

10. 行使価額の修正

該当事項なし。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

（調整前行使価額－調整後行使価額）×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2025年9月24日から2027年9月24日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2027年9月24日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入

金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2025年9月4日の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 藤沢支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上

Chordia Therapeutics 株式会社

第 11 回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

Chordia Therapeutics 株式会社第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025 年 9 月 22 日

3. 割当日

2025 年 9 月 22 日

4. 払込期日

2025 年 9 月 22 日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を株式会社 SBI 証券に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,440,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

34,400 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 41 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 0.41 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、210円とする。但し、行使価額は、第11項に従い調整される。

10. 行使価額の修正

該当事項なし。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づく株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式又は新株予約権が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式又は新株予約権の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、上記③により既に行使価額が調整されたものを除く。）

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

（調整前行使価額－調整後行使価額）×調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金等による調整は行わないものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
- 2025年9月24日から2028年9月25日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
- 各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、2028年9月25日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が株式会社東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
16. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入

金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2025年9月4日の終値の120%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 藤沢支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上